伊丹市 PR 冊子発行及びインターネット広告等事業 仕様書

1. 業務名

伊丹市 PR 冊子発行及びインターネット広告等事業

2. 業務内容

業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 広告掲載者の募集

- ①広告は、伊丹市 PR 冊子及びシティプロモーションサイト「未来へつなぐまち伊丹」の 広告欄に掲載することとする。
- ②広告掲載者の募集は本事業協定締結事業者(以下「事業者」という。)が、「伊丹市広告掲載要綱」及び「伊丹市広告掲載基準」の定める基準に沿って行うとともに、適切な広告を掲載できるようにすること。広告は全て事業者による取り扱いとし、その収入は事業者に属する。
- ③事業者は広告を募るにあたり、広告掲載者に対して十分な説明を行うこと。
- ④PR 冊子及びシティプロモーションサイトに掲載する広告は、市が事前に確認を行い、 承認されてから掲載するもののとする。

(2) 伊丹市 PR 冊子の作成・印刷製本

①初年度の PR 冊子概要

(※2年目以降は市と協議して掲載内容を微調整し年1回発行予定)

励哉して汚鬼い台で 炊帆走し牛1旦光门」がた/
A4判 縦半分 光沢なし
※中綴じ、横書き、左開き
※仕上がりサイズ A 4 縦 297mm×横 105mm
上質紙90kg
24ページ(うち表裏表紙2ページ)
16ページ(表紙含む)
8ページ
4C (フルカラー)
5,000部
うち4,000部を市に納品し、1,000部を事業者にて
配布・活用するもののとする。
令和6年7月~令和7年5月(予定)
令和7年6月(予定)
令和7年6月~令和8年3月(予定)
① 伊丹市の子育て・教育関連情報
② 市内公園·自然情報

	·
	③ 市内イベント情報
	④ 伊丹市の概要
	⑤ 本市での子育てがイメージできるような特集
	⑥ 広告 ※校正3回程度(簡易校正または PDF 校正)
費用	冊子のデザイン・製作及び印刷製本にかかる費用は広告掲載
	事業者からの広告料を充てるものとする。
発行元	伊丹市 総合政策部 広報・シティプロモーション課
校正作業	市及び事業者が供して行い、市の校了をもって印刷を開始す
	るものとする。
その他	シティプロモーションサイト「未来へつなぐまち伊丹」の
	冊子版としてロゴ等は同様のものを使用すること
	参考:伊丹市シティプロモーションサイト ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	「未来へつなぐまち伊丹」
	https://www.city.itami.lg.jp/mirai/index.html
	● 各施策・施設等の紹介文にリンク先として同サイト等の二
	次元コードを掲載すること
	● 各画像データについては基本的に事業者で準備し提供す
	るものとする。準備できないものについては市と協議する
	ものとする。
	● 完成後、市へDVD等でデータ納品をすること
	● 著作権(著作者人格権)は市に帰属するものとする

②初年度版の納品時期(予定)

令和7年6月

③納品場所(予定)

伊丹市 広報・シティプロモーション課(伊丹市役所3階)

(3) インターネット広告の実施

①初年度の概要(※2年目以降の実施概要は市と協議して決定すること) 伊丹市シティプロモーションサイトへ誘引するためのインターネット広告を行い、効果測定のため広告配信実施月末に報告を提出すること。

初年度実施期間	令和7年4月~令年8年3月末
	※広告配信時期は市と協議の上決定する。
媒体	①Google リスティング
	…ターゲット:引っ越し検討の潜在層
	②SUUMO DSP
	…ターゲット:引っ越し検討の潜在層
	※いずれも検索キーワードについては市と協議の上、決定す
	ること
内容	シティプロモーションサイト「未来へつなぐまち伊丹」へ誘引

	するような広告配信を行うこと
	● 目標表示回数(上記①・②から誘引するものの合計):
	4,000 回/月を上回ること
	● 広告のリンク先は同サイトとする。
	● 広告用バナー画像(300×250px 等)の作成
広告配信エリア・	① Google リスティングのエリア
検索キーワード等	例:兵庫県…芦屋市・尼崎市・川西市・宝塚市・西宮市 大阪府…池田市・茨木市・大阪市・高槻市・豊中市・吹田 市・箕面市
	② SUUMO DSP のエリア
	例:兵庫×伊丹×分譲マンション、大阪×分譲マンション
費用	広告配信にかかる費用は広告掲載事業者からの広告料を充て
	るものとする。

②ランディングページ

シティプロモーションサイト「未来へつなぐまち伊丹」のランディングページ 2 種「子育でするなら伊丹」「安全・安心・便利なまち伊丹」について、市からの依頼に基づいて年間 2~3 回程度、編集を行うものとする。

(4) 市民ライター養成講座の開催(毎年度開催)

事業者は、本事業に関連する市民ライター育成のため、以下のとおり講座を開催する。

- ① 講師:事業者自身、または外部の講師を手配すること なお、外部講師を手配する場合は提案書にその旨を記載すること。
- ② 実施回数:少なくとも2回/年 以上
- ③ 講座の内容:記事の書き方や写真の撮り方を中心としたものとすること。
- ④ 市民ライターの記事のアウトプット先:上記(1)の PR 冊子及び本市シティプロモーションサイト「未来へつなぐまち伊丹」内を想定。
- ⑤ 費用:上記(1)の広告掲載事業者からの広告料を充てるものとする。

3. 事業者

- (1)事業者は、業務担当者を定め、市の担当者と連携し業務が円滑に実施されるようにつとめること。
- (2) 事業者が一部業務を第三者委託等によって実施しようとする場合は、事前に市の許可を受けること。

4. その他

- (1) この業務に必要な経費、備品及び消耗品等は全て事業者の負担とする。ただし、掲載する市の情報は市が提供する。
- (2) この仕様書に定めのない事項又は内容について疑義が生じた場合は、その都度市と協議をすることとする。